

「マネジメントと防犯のための職場交替」に伴う旧集配センター マネジメント統合局における年末年始業務運行対策に関する意思疎通

年末年始業務運行対策に関する職場段階の意思疎通については、10月19日(水)に労使双方指導を行ったところであるが、一部の旧集配センターマネジメント統合局において「マネジメントと防犯のための職場交替」施策を実施中のため、11月11日(金)までの意思疎通が困難であることから、以下のとおり対応する。

1 部会事業推進委員会の窓口

(1) 対象局

荒浜駅前局(刈羽北部会)、新道局(刈羽南部会)、和島局(三島北部会)、
脇野町局(三島北部会)、大桑局(木曾部会)

(2) 出席者

- ・労使双方窓口担当者1名
- ・臨時の窓口担当補助者(複数指名可)

会社側：「旧集配センターマネジメント統合局」及び「旧受持局」等の管理者・非組合員から適任者を指名。

組合側：「旧集配センターマネジメント統合局」の組合員から指名

(3) 意思疎通等

年末年始業務運行対策に関する意思疎通については、主として当該旧受持局の管理者等(副部長等)が主体となり会社側説明事項を説明し、11月18日(金)までに意思疎通を行う。

2 留意事項

項番1の局については、2022年10月17日(月)～11月14日(月)までの間、「マネジメントと防犯のための職場交替」を実施しており、当初の期限内(11月11日(金)まで)での意思疎通が困難なことから、期限を延伸するもの。

なお、2022年10月期『部会労使委員会』及び『部会事業推進委員会』(開催期限：10月31日(月))と同日での開催の調整がつかない場合は、項番1の窓口のみ11月18日(金)までの別日に開催して差し支えない。